

平成22年度(2010年度)  
実業団ガイド



JBCF 公式ホームページアドレス <http://www.jbcf.jp/>

事務局へのお問い合わせ E メールアドレス [info@jbcf-net.org](mailto:info@jbcf-net.org)

第 1.4 版 2010 年 2 月 27 日

全日本実業団自転車競技連盟

Japan Businessman Cycling Federation

# 【 目 次 】

## I. 登録

1. 登録条件	P. 3
2. 登録期間	P. 3
3. 登録支部	P. 3
4. 登録方法	P. 4
5. 登録料	P. 4
6. 移籍	P. 5
7. ジャージ登録	P. 6

## II. カテゴリー

1. カテゴリー	P. 8
2. 昇格	P. 8

## III. Jツアー

Jサイクルツアー	P. 10
Jグランプリ	P. 13
Jフェミニン	P. 14

## IV. その他

1. 大会参加料	P. 17
2. ペナルティ	P. 17
3. 抗議	P. 17
4. 出場推薦	P. 17
5. 大会表彰	P. 17
6. トラック大会	P. 17

## 参考資料

「全日本実業団自転車競技連盟細則」	P. 20
「全日本実業団自転車競技連盟著作権取扱規則」	P. 21

# I . 登 録

### 1. 登録条件

- (1) 全日本実業団自転車競技連盟(以下:JBCF)への登録は、「チーム単位」とする。以下、これを「登録チーム」と呼ぶ。
- (2) 登録チームは、財団法人日本自転車競技連盟(以下:JCF)の発行する有効な競技者登録ライセンスを保持する者を2名以上登録すること。
- (3) 登録チームは、実業に従事しているチームを代表する者(以下:チーム代表者)を選出し、登録すること。
- (4) JCF 以外の発行する国際自転車競技連合(以下:UCI)の認めるライセンス保持者の登録も登録できる。ただし、登録条件(2)を満たしていること。
- (5) JCF ライセンスの登録カテゴリーが、「ジュニア」もしくは「ビギナー」のみで構成されるチームの登録は認めない。
- (6) UCIコンチネンタルおよびプロコンチネンタルチームは国内登録チームであれば認める。海外登録チームの場合でも、日本国籍を有する競技者が2名以上所属していれば登録を認める。
- (7) 日本学生自転車競技連盟(以下:学連)登録選手は、当該学校がチーム登録した場合は、その登録チームの選手として登録できる。
- (8) 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部(以下:高体連)登録選手は、登録チームの所属選手として登録できない。
- (9) 女子選手も、今年度より JBCF に登録されたチームに所属した上で、JBCF 登録する必要がある。未登録女子選手の出走は認めない。

### 2. 登録期間

- (1) 平成 22 年(2010 年)の登録期間は、「2 月 1 日(月)~2 月 22 日(月)」とする。
- (2) 今年度より登録はすべてインターネット経由となり、登録期間以外は更新できない。
- (3) 外国籍競技者の登録は、「4 月末まで」とする。それ以降は一切認めない。
- (4) 国内競技者(日本国籍競技者)は、上記登録期間後の年度途中の登録を認める。チーム移籍による登録やポイントの移動等については「チーム移籍とポイント移動」の項を参照のこと。
- (5) JPCA 登録のプロライセンス所持者は、登録地を「JPCA」とすること。

### 3. 登録支部

- (1) チームは、チーム所在地により、東日本・西日本支部それぞれの所属となる。
- (2) 支部の所属に関わらず、いずれの大会も出場出来る。ただし、個別に出場制限を設けている場合は、この限りでない。

《西日本支部》  
〒541-0044  
大阪市中央区伏見町 2-6-6  
ザ・タナベビル 2F  
全日本実業団自転車競技連盟  
西日本支部  
電話 080-6140-7093

《本部・東日本支部》  
〒107-0052  
東京都港区赤坂 1-9-15  
日本自転車会館2号館  
全日本実業団自転車競技連盟  
本部  
電話 03-3588-1755  
FAX 04-7189-0022

#### 4. 登録方法

2010年より、チーム・選手情報の更新処理は、インターネットでの登録システム(以下:登録システム)を利用する。ただし、登録システムにない機能、新規のチーム登録、登録選手の新規追加、質問などは、JBCF事務局とEメールで行う。電話・FAX・紙での申し出は、システム障害等の緊急時以外は受け付けないので、注意すること。

##### 【新規チームの場合】今年、新たにチームを登録する場合

- (1) チーム代表者は、下記内容を記入の上、件名を「【JBCF 新規チーム登録申請】」とし、JBCF事務局宛にEメールにて申し出ること。

###### <チーム情報>

- ① チーム名、及びフリガナ
- ② チーム代表者氏名、及びフリガナ
- ③ チーム代表者連絡先所在地
- ④ チーム代表者連絡先電話番号
- ⑤ チーム代表者連絡先Eメールアドレス

###### <所属予定選手(2名以上)情報>

- ① JCFライセンスNo.
  - ② 選手名
  - ③ JBCF カテゴリー(前年、JBCF登録がない場合は「ER」)
  - ④ 登録地
  - ⑤ 前年登録チームID及びチーム名(前年、JBCF登録がある場合のみ)
- (2) JBCF事務局は、内容を精査し、「チームID」と登録システム・ログイン用のパスワードを発行し、メールにて返信する。
- (3) チーム代表者は、登録システムを利用し、チーム、及び選手情報の更新をする。

##### 【継続チームの場合】前年度、登録チームで継続登録する場合

- (1) チーム代表者は、登録システムを利用し、チーム、及び選手情報の更新をする。
- (2) チームに関する情報に変更が無い場合は、内容の確認のみ行い、特段の申請は不要。
- (3) チームID、パスワードは、JBCF発行済みのものを使用すること。
- (4) 新たに所属する選手がいる場合は、下記内容を記入の上、件名を「【JBCF 選手登録申請】」とし、必ずチーム代表者が、JBCF事務局宛にEメールにて申し出ること。

###### <新規所属選手情報>

- ① JCFライセンスNo.
  - ② 選手名
  - ③ JBCF カテゴリー(前年、JBCF登録がない場合は「ER」)
  - ④ 登録地
  - ⑤ 前年登録チームID及びチーム名(前年、JBCF登録がある場合のみ)
- (5) チームの継続登録を希望しない場合は、下記内容を記入の上、件名を「【JBCF チーム退会申請】」とし、必ずチーム代表者が、JBCF事務局宛にEメールにて申し出ること。

###### <チーム情報>

- ① 退会理由
- ② チームID
- ③ チーム名
- ④ チーム代表者氏名
- ⑤ チーム代表者連絡先所在地
- ⑥ チーム代表者連絡先電話番号

⑦ チーム代表者連絡先 E メールアドレス

【登録完了】

- (1) 登録が受理され次第、チーム代表者宛に事務局より E メールにて案内する。
- (2) 登録内容の精査、及び登録料の受領を確認の上、登録完了とする。
- (3) 登録期間内に所定の登録料が納められなかった場合、登録無効とする。

5. 登録料

【チーム】

- (1) 新規登録料：20,000 円／チーム
  - ① 新規チームのみで、継続チームは不要
- (2) チーム年会費：15,000 円／チーム
  - ① 新規・継続ともに全チーム対象
  - ② J サイクルツアーに登録チームを有し、かつ J グランプリ、もしくは J フェミニンにも登録チームを有する場合でも、1 チーム分 15,000 円のみとし、重複支払は不要

【選手】

- (1) 個人年会費：
  - ① 都道府県登録者(男・女)：5,000 円／人 ※登録期限以降は 6,000 円
  - ② JPCA 登録者：50,000 円／人
  - ③ 保険料は別途必要
- (2) J サイクルツアー登録料：10,000 円／人
  - ① 個人年会費とは別に必要
  - ② JPCA 登録者は免除
- (3) 保険料：1,000 円
  - ① 個人年会費とは別に必要
  - ② 全登録選手加入
  - ③ 詳細内容は、別紙「スポーツ安全保険のあらまし」参照

【払込方法】

- (1) 下記郵便振替口座へ入金
- (2) 口座番号：00150-7-729977 口座名義：全日本実業団自転車競技連盟  
※振替用紙の「通信欄」に、
  - ① チーム名
  - ② 登録区分「継続／新規」
  - ③ その他連絡事項を記入

6. 移籍

- (1) 選手が所属する登録チームを変更する(以下：移籍)場合は、移籍元と移籍先、双方の代表者の了承をもって認めるものとする。
- (2) 登録期間内に移籍処理をする場合、移籍元チーム代表者が登録システムにて、移籍対象選手の除籍処理(「除籍確認」ボタンのクリック)を行うことにより、移籍を承認したものとする。
- (3) 移籍先チーム代表者が登録システムにて、移籍対象選手の編入処理(移籍選手を選択し、「編入確認」ボタンのクリック)を行うことにより、加入を承認したものとする。その際、「移籍選手」リストボックスに対象選手が表示されない場合、移籍元が除籍処理をしていない可能性があるため、チームの代表者間で確認すること。
- (4) 登録期間外に移籍が生じた場合は、下記内容を記入の上、件名を「【JBCF 移籍申請】」とし、必ず移籍元

のチーム代表者が、JBCF 事務局宛に E メールにて申し出ること。移籍先の代表者からの報告のみでは受理しない。

- ① 移籍日
- ② 移籍対象選手 ID
- ③ 移籍対象選手名
- ④ 移籍元チーム ID
- ⑤ 移籍元チーム名
- ⑥ 移籍先チーム ID
- ⑦ 移籍先チーム名

※移籍の申し出時点において、受付を締め切った大会の参加は、移籍先チームでの参加はできない。

- (5) シーズン途中での移籍の場合、それまで獲得した当該シーズンの個人ポイントは保持されるが、対象選手が獲得したチームポイントは、移籍元のチームのものとする。

## 7. 抹消

(1) 選手が JBCF 登録を抹消する場合、下記内容を記入の上、件名を「【JBCF 抹消申請】」とし、必ず移籍元のチーム代表者が、JBCF 事務局宛に E メールにて申し出ること。選手からの申し出は受理しないので注意すること。

- ① 抹消対象選手 ID
- ② 抹消対象選手名
- ③ 所属チーム ID
- ④ 所属チーム名

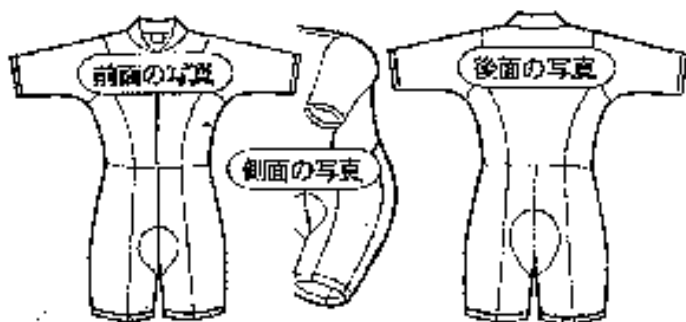
(2) 移籍の際に設定する「抹消」処理では、「編入」処理待ちに抹消対象選手が残ってしまうため、必ず事務局宛に「抹消」申請をすること。

## 8. ジャージ登録

- (1) 競技では、選手は事前に登録された 1 つのデザインの競技用ウェア(以下:ジャージ)のみ、着用することができる。
- (2) 細部のデザインが異なるジャージ(タイムトライアル用スーツなど)は、所属選手が同一のレースで、全て同一のデザインを着用する場合に限って、これを認めるものとする。
- (3) J サイクルツアーと他のツアーの双方に、同一の母体がチームを有する場合、ジャージに明確な差異をつけること。
- (4) JBCF の承認を得ていないジャージでの出走は認めない。

### 【登録方法】

(1) 前面、側面、後面の 3 パターンの実物写真を、イメージデータ( jpg もしくは .gif 形式)として添付し、



下記内容を記入の上、件名を「【JBCF ジャージ登録申請】」とし、チーム代表者が JBCF 事務局宛に E メールにて申請すること。

- ① チーム ID

## ② チーム名

- (2) 製作の都合上、実物写真が間に合わない場合は、製作依頼用のイメージデータでも可とする。ただし、出来上がり次第、速やかに実物写真を(1)の要領で送付すること。
- (3) 製作に要する期間を十分に考慮の上、申請すること。登録されていない、もしくはチーム内で不揃いのジャージを着用しての出走はできない。
- (4) 継続登録チームで、既存登録ジャージとデザインの変更が無い場合は、改めての登録は不要とする。

## Ⅱ. カテゴリー

## 1. カテゴリー

(1) 選手を競技力、及び性別により、男子 3 カテゴリー、女子 1 カテゴリーの計 4 カテゴリーに分類する。

### (2) TR(Tour Racer)カテゴリー

TR カテゴリー登録チーム(「J ツアー編」参照)に登録され、かつ下記いずれかの条件に合致する者

- ① UCI 登録チーム所属選手
- ② 前年 TR カテゴリー 個人ランキング 145 位以内
- ③ 前年 BR-1 カテゴリー 個人ランキング 98 位以内
- ④ 前年みやだ大会総合順位 60 位以内(同ポイントの場合は、同大会ヒルクライムの順位により決定)
- ⑤ JBCF が特に認めた者
- ⑥ 年度途中の TR 選手追加登録については、同年度開催の BR-1 カテゴリーレースにおいて、6 位以内の実績を持つ選手のみに追加登録の権利を付与する。TR カテゴリー登録の権利を有していた選手であっても、登録期間内に TR カテゴリー登録しなかった場合、この条件の合致が必要となる。ただし、JBCF が特に認めた者は、この限りではない。

### (3) BR-1(Businessman Racer)カテゴリー

下記のいずれかに該当する選手

- ① 前年TR登録選手で、かつ当年TR未登録選手
- ② 前年 BR-1 カテゴリー最終ランキング 247 位以内の選手で、かつ当年TR未登録選手
- ③ 前年 ER カテゴリー最終ランキング 147 位以内の選手で、かつ当年TR未登録選手
- ④ JBCF に初めて登録する学連所属選手

#### 【JBCF 初登録選手 BR-1 カテゴリー登録特例措置】について

JBCF に初めて登録する場合に限り、上記に該当しない選手であっても、JBCF が BR-1 カテゴリーでの参加が相当と認めた選手については、JBCF 登録初年度に限っての特例措置として、BR-1 カテゴリー登録を認める。ただし、当該選手の翌シーズン以降のカテゴリーは、通常のランキング制度に従うものとし、本特例措置は適用されない。(この特例措置は、あくまで JBCF 初登録選手に対する特例措置であって、前シーズンに JBCF に登録し、理由の如何にかかわらず、BR-1 カテゴリー登録資格を取得できなかった選手を救済するものではない)

- ① 特例措置対象選手の目安(いずれも過去 3 年以内の実績を有する選手が対象)
  - a. マウンテンバイク、シクロクロス、トライアスロンの世界選手権代表、五輪代表、ワールドカップ出場、全日本選手権 3 位以内の選手
  - b. マウンテンバイクJシリーズのエリートカテゴリー選手
  - c. シクロクロス AJOC 認定の C1(カテゴリー1)選手
  - d. その他(申請理由、実績を明記すること)
- ② 下記内容にて、チーム代表者が申請すること。(チーム代表者で無い選手からの申請は認めない)
  - a. E メールにて JBCF 事務局宛に申請する。
  - b. 件名は「【JBCF 初登録選手 BR-1 カテゴリー登録特例措置】申請」とする。
  - c. 記載内容は、チーム ID、チーム名、選手名、JCF 選手 ID、申請理由(根拠)
- ③ JBCF にて審査の上、BR-1 カテゴリー登録可否をチーム代表者に E メールにて回答する。

### (4) ER(Entry Racer)カテゴリー

下記のいずれかに該当する選手

- ① 前年 BR-1 カテゴリー最終ランキング 253 位以下の選手で、かつ当年TR未登録選手
- ② 前年 ER カテゴリー最終ランキング 153 位以下の選手
- ③ 前年未登録(当年新規登録)の選手

### (5) FR(Feminin racer)カテゴリー

- ① 女子選手
- ② ただし、他のカテゴリー(TR、BR-1、ER カテゴリー)登録を特別に認められた女子選手を除く。

## 2. 昇格

- (1) ER カテゴリー登録選手(以下:ER 選手)が、ER カテゴリーのレースにおいて 3 位以内に入賞した場合、BR-1 カテゴリーへの昇格を認める。ただし、そのレースから昇格しての参加ができるかは、JBCF に一任するものとする。
- (2) BR-1 カテゴリー登録選手(以下:BR-1 選手)のTRクラスへの昇格は、Jサイクルツアー規約に従う。

### Ⅲ. Jツアー



7. 定数内であれば、年度途中の追加登録を認めるが、入れ替えは認めない。ただし、登録を抹消した選手が生じた場合はこの限りでない。
8. 出走選手定数：1 チームあたり 3 名以上、8 名以下とする。ただし、大会のコース、特別規則によってはこの限りではない。
9. 補欠：大会エントリーしていない選手であっても、監督会議にて申告すれば、事前にエントリーした選手数を超えない範囲での選手変更を認める。
10. 出走カテゴリー：TR 選手は TR カテゴリーのみ参加ができる。但し、所属チームが TR カテゴリーへ出走上限まで出走している場合、または大会エントリー選手が最低出走数に満たさない場合、コンチネンタル登録チームの選手は除いて、BR-1 カテゴリーへの出走を認める。その際レース毎の表彰の対象にはなるが、**BR-1 での個人ポイントは付与せず、Jグランプリには反映されない**。また当日選手欠場により、急遽出走が最低出走数を下回った場合、残りの選手の TR クラスでの出走を認めるが、チームポイントは付与しない。
11. 重複登録：ひとつの運営主体が複数のチームを登録することはできない。ここでいう運営主体とは、企業、団体、ショップ、クラブ等をいい、法人格の有無に関わらない。ただし、UCI 登録チーム以外で、チームジャージ、チーム名称について客観的に明らかな区別がなされる場合に限り、総会での承認を条件に登録を認める。
12. シーズン中の移籍：登録完了後のチーム移籍は、1シーズン1回に限ってこれを認める。ただし、所属チームの活動停止や消滅等により、レース出場が困難と判断される場合はこの限りではない。
13. チーム移籍時のポイント：
  - (1) 団体ポイント：移籍選手がシーズンの移籍前に獲得した個人ポイントは、移籍前のチームの団体ポイントに反映され、移籍後に獲得した個人ポイントは、移籍後のチームに反映される。
  - (2) ポイント：移籍選手がシーズン中に獲得した個人ポイントは、移籍後も保持される。
14. ポイント：各選手の順位と、大会ランクにより以下のポイントを付与する。(対象はTR選手に限る)

大会 ランク \ 順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9～ 13	14～ 19	21～ 最下位	DNF
A	200	160	140	120	100	80	60	40	30	20	10	1
B	150	120	105	90	75	60	45	30	20	15	5	1
C	100	80	70	60	50	40	30	20	15	10	5	1

- (1) Jサイクルツアー登録選手以外の順位に関しては、順位の繰り上げを行う。
- (2) 団体ポイントは、TR カテゴリーに出走した上位3名の合計をチームポイントとする。
- (3) 30 位の選手が集団でゴールした場合、31 位以降で同集団でゴールした選手に 30 位のポイントを付与する。なお、この判断は、各大会の競技審判長に委ねるものとする。
- (4) 当該年度に獲得したポイントは、翌年度に持ち越せない。
- (5) ステージレース：ステージ毎ではなく、大会総合順位によりポイントを付与する。
15. 大会ランク：
  - (1) Aランク：経済産業大臣旗全日本実業団対抗サイクルロードレース大会／ツール・ド・熊野
  - (2) Bランク：東日本サイクルロードレース大会／西日本サイクルロードレース大会
  - (3) Cランク：上記A、及びBランク大会以外
16. 年間表彰：
  - (1) 個人総合第 1 位～6 位：対象全レースのポイントを個人毎に合算し、より多い選手を上位とする。数字は優先順。
    - ① 1 位が同ポイントで複数の場合、優勝回数の多い選手を第 1 位とする。
    - ③ さらに同ポイントで複数の場合、追いついた選手を第 1 位とする。
    - ④ 2 位以下で同ポイントが複数の場合、同位とする。
  - (2) 団体総合第 1 位～3 位：対象全レースのポイント獲得上位 3 選手のポイントをチーム毎に合算し、より多いチームを上位とする。数字は優先順。
    - ① 1 位が同ポイントで複数の場合、優勝回数の多いチームを第 1 位とする。

- ② さらに同ポイントで複数の場合、追いついたチームを第1位とする。
- ③ 2位以下で同ポイントが複数の場合、同位とする。
- (3) 新人賞(U26)第1～3位: UCI年齢26歳以下の選手のうち、より年間個人ポイントの多い選手を上位とする。数字は優先順。
  - ① 1位が同ポイントで複数の場合、優勝回数の多い選手を第1位とする。
  - ② さらに同ポイントで複数の場合、追いついた選手を第1位とする。
  - ③ 2位以下で同ポイントが複数の場合、同位とする。
  - ④ 新人賞年間第1位表彰を過去に1度でも受けた選手は、新人賞の対象外とする。
- (4) 最優秀クラブチーム賞: 団体総合コンチネンタル登録以外で最上位のチーム
  - ① それぞれ、同ポイントで1位が複数の場合、当該大会成績でより上位選手のいるチームを1位とし、他を2位とする。
  - ② 2位以下で同ポイントが複数の場合、同位とする。

17. 大会別表彰:

- (1) 着順第1位～第6位
- (2) Jサイクルツアー個人総合1位:
  - ① 当該大会終了時点での個人第1位選手
  - ② 1位が同ポイントで複数の場合、追いついた選手
  - ③ さらに同ポイントで複数の場合、当該大会の上位選手
  - ④ ツアーリーダーの証として「ルビーレッドジャージ」を与え栄誉を称える。また、Jサイクルツアーのツアーリーダーは、本ツアー対象レース出場時の「ルビーレッドジャージ」着用の権利と義務を負う。
- (3) Jサイクルツアー団体総合1位:
  - ① 年間表彰団体総合の当該大会終了時点での第1位チーム
  - ② 1位が同ポイントで複数の場合、当該大会で着順の最上位選手がいるチーム
- (4) Jサイクルツアー新人賞:
  - ① 新人賞1位選手に新人賞の証として「ピュアホワイトジャージ」を与え栄誉を称える。また、新人賞1位選手は、本ツアー対象レース出場時の「ピュアホワイトジャージ」着用の権利と義務を負う。
  - ② 新人賞年間第1位表彰を過去に1度でも受けた選手は、新人賞の対象外とする。
  - ③ 個人総合と新人賞が同一選手の場合、ルビーレッドジャージ着用を優先とする。
- (5) その他に各大会独自に山岳賞、周回賞などを設けることがある。

18. 優遇措置:

- (1) 優先出場権: TR登録チームを、下記大会へ推薦する。
  - ① 全日本実業団対抗サイクルロードレース大会(輪翔旗)
  - ② ツール・ド・熊野 ※ただし、募集時点で6名以上の選手を登録しているチームに限る。また、大会出場枠に限りがある場合、前年のランキングを元に、推薦する。
- (2) 優先駐車: 大会会場付近に駐車可能な大会において、チームカー駐車許可証を発行し、優先的に駐車する権利を付与する。ただし、駐車台数に限りがある場合、大会開催時点でのチームランキング上位を優先する。また、各チーム毎の台数、駐車場所、配置方法等は、JBCFの指示に従うものとする。
- (3) スタート整列時: 当該レース前までのポイント累計による年間総合ランキング上位選手、及びチームに対し、各大会のスタート整列時に以下の権利を付与する。ただし、年度第1戦は、前年度の結果を適用する。
  - ① ルビーレッドジャージ着用選手: 選手紹介、インタビュー、及び最前列からスタートする権利
  - ② 個人総合ランキング2～10位: 選手紹介、第2列からスタートする権利
  - ③ ピュアホワイトジャージ着用選手: 各選手紹介、第2列からスタートする権利
  - ④ 団体総合1位チーム: チーム紹介、第3列からスタートする権利

19. ボディゼッケン:

- (1) 各大会毎に所定の枚数を付与し、特に指示のある場合を除き、返却は不要。(前年までの1年間使用から、当年より、大会枚の使い切りとなる)





- (2) 完走点:順位ポイントを獲得していない完走選手に対し、完走点を与える。完走は、原則として、UCI の 5% ルールを適用する。
- (3) 参加点:出走サイン表にサインをした選手には、出走如何に関わらず、参加点を付与する。ただし、ステージレースにおいては、各ステージ毎ではなく1大会に1参加点のみの付与とする。
- (4) 当該年度に獲得したポイントは、翌年度に持ち越せない。

10. 大会ランク:

- (1) A ランク:全日本サイクルロードレース大会
- (2) B ランク:東日本サイクルロードレース大会／西日本サイクルロードレース大会
- (3) C ランク:A、B ランク、及び普及大会以外
- (4) D ランク:JBCF 普及大会

## IV. その他

## 1. 大会参加料

(1) JBCF 主催大会 1 選手あたり:

- ① 男子選手 5,000 円
- ② JBCF 登録女子選手(JCF ライセンス所持選手) 2,000 円

(2) 参加賞、昼食、お弁当等は、用意いたしません。

(3) 共催、後援事業等のその他の大会:

大会主催者との協議により決定。チーム戦は別に定めるので、大会毎の要項を参照のこと。なお、申込方法はエントリーシステムを使用できない大会もあるので注意すること。

## 2. ペナルティ

(1) JCFライセンスを忘れた場合は、チーム代表、もしくは代理者が、大会受付にてペナルティ3,000円を支払うものとする。支払いがない場合、そのレースの出走を認めない。

(2) 出走サインを時間内にしなかった場合は、レース終了後、チーム代表、もしくは代理者が、大会受付にてペナルティ3,000円を支払うものとする。支払いがない場合、今後のレース出場を認めない。

(3) 各レースで発生したすべてのペナルティについては、一覧化して各レース会場受付に掲示する。掲示された対象選手のチーム代表、もしくは代理者は、ペナルティ料(以前のレースがあれば、それも含め)を大会受付にて支払うこと。支払いが完了するまで、レース出場を認めない。

(4) 年度の最終戦までに未払いのペナルティがある選手が所属するチームに対し、期限を切って督促を行う。その期限内に支払われなかった場合、次年度のチーム、選手双方の JBCF 登録を認めない。

## 3. 抗議

(1) 各レースにおいて抗議をする場合は、必ずチームの代表者(その場にチームの代表者がいない場合は、代理を立てても可)より、抗議内容を文書(書式は自由)にして、各レースの審判長もしくは競技委員長に提出をする。その際に抗議供託金として3,000円を添えること。

(2) 抗議が受理され通った場合は、供託金は全額返却される。抗議が通らなかった場合は、供託金は全額没収となる。

(3) なお、チーム代表者(もしくは代理)を通さない、選手個々からの抗議は一切受けない。

## 4. 出場推薦

(1) 他のレース主催団体から JBCF 所属チームに対し推薦要請があった場合は、必要に応じ以下のように決定し、主催者に通知し、推薦チームにはチーム代表者に連絡のうえ、ホームページ上で出場決定チーム名を発表する。なお、参加に対する諸費用については、JBCF での負担は行わない。

(2) 主催者から申請があった場合、その大会の参加申込締切時点での「TR チーム総合ランキング上位」から順次行う

(3) 推薦したチームが、何らかの理由で出場を辞退した場合は、次位のチームを繰り上げ推薦する。次位チームも辞退した場合は次々チームとし、以下同様に繰り上げ推薦を行う。

## 5. 大会表彰

(1) ロードレースは、主催大会での賞金は付与するが、メダルの付与は「輪翔旗ロード」のみとする。

(2) トラックレースは、東西トラックでは賞金を付与しないがメダルは付与する。なお、「全日本トラック選手権」では賞金・メダルを付与する。

(3) 賞状は、全ての大会(ロード・トラック)において用意する。

## 6. トラック大会

(1) ポイント表:

個人種目

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
Aランク	20	16	12	10	8	6	4	2
Bランク	10	8	6	5	4	3	2	1

団体種目

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
Aランク	12	10	8	6	4	2
Bランク	6	5	4	3	2	1

※チーム総合ランキングのポイントは、決勝に出走した選手に付与する。

- ・ Aランク: 全日本実業団選手権大会
- ・ Bランク: 東西大会、記録会

# 參考資料

## 全日本実業団自転車競技連盟細則

### 1. 加盟条件

規約第1条総則第3条に定める加盟団体(以下「チーム」という)が、全日本実業団自転車競技連盟(以下「JBCF」という)に加盟する場合の条件は、次のとおりとする。

- (1)チーム代表者(責任者)が実業に従事しているものであること。
- (2)チーム構成は、(財)日本自転車競技連盟(以下「日車連」という)の登録競技者及び外国連盟登録者からなり、「日車連」登録競技者が最低2名いることを原則とする。
- (3)「日車連」登録競技者のうち、カテゴリー「ジュニア」「ビギナー」と外国連盟登録者のみのチーム登録はできない。
- (4)「日車連」登録競技者のうち、日本学生自転車競技連盟(以下「学連」という)に登録している競技者は個人単位での登録は出来ないが、「学連」所属チーム単位での加盟は認める(この中には、OBを含むJCF登録競技者が入っていても差し支えない)。全国高等学校体育連盟自転車競技部所属競技者の登録は出来ない。但し学校単位での実業団事業への参加は認める場合がある。

### 2. 競技者の参加資格

(1)JBCF加盟チームに所属していること。参加カテゴリーについては当該年度の「実業団GUIDE」による。

(2)プロ登録競技者の場合、大会によっては制限を設ける場合がある。

① JBCF登録チームがUCI管理下のコンチネンタルチーム(プロコンチネンタルチームを含む)に登録した場合、「登録地が日本」であれば条件を付けない。

② 外国地登録のコンチネンタルチーム(プロコンチネンタルチームを含む)の場合でも実業団登録は認めるが、国内開催の国際大会への「JBCF」チーム推薦の対象から除外する。(JBCF大会後に設定されているポイントは付与する)

(4)女子の競技者については、ジュニア年齢以上の「日車連」競技者であれば認める。但し、所属連盟の許可を必要とする。

### 3. 競技会参加の制限

(1)会費未納入のチームに所属する競技者は、会費の納入があるまで、JBCFが主催等で開催する大会に参加することはできない。

(2)「JBCF登録者」以外の競技者は、全日本実業団自転車競技選手権大会及び経済産業大臣旗全日本実業団対抗サイクルロードレース大会(以下「中央大会」という)に出場することはできない。但し、JBCFが認めた場合はこの限りでない。

(3)実業団ロードレース全大会における外国籍であるJBCF登録競技者のエントリーは、その大会にチームでエントリーした全員の40%の以内とする。(端数切り捨て)

### 4. 中央大会参加条件

参加基準としての予選会である、東日本、西日本大会への参加は、登録した支部に限らずいずれの支部の大会にも参加できる。両大会参加者の獲得ポイントはそのまま加算累計する。全日本選手権出場推薦はいずれの大会も対象とする。

### 5. JBCF代表の選出

「日車連」を始め他連盟及び競技会を主催する団体からJBCF代表の「チーム又は競技者個人」の推薦依頼のあった場合の選考は、「実業団推薦基準」により行う。

(1)推薦基準となる選考対象大会は、原則として前年度及び当該年度のJBCF事業カレンダーに記載され実施された「ランキングポイント付与の大会」とし、推薦方法は大会の成績における最新のランキング上位から順次とする。辞退があったときには繰り上げる。但し、主催者招待の場合はこの限りではない。

(2)大会毎のポイントは、年度始めの理事会において、大会ランクにより決定し設定する。

(3)推薦対象となる大会に出場できなかった場合の特別処置は、次のとおりとする。

① 日本代表として海外大会に出場している場合には、当該年度の「実業団ガイド」に定める対象大会とする。その場合は、対象となる大会の5位に相当するポイントを付与する。但し、次の届け出及び条件による。

a. 当該大会の申し込み締め切り日までに、欠場の旨をエントリー表に明記すること。

b. 締め切り日以降、代表選手として海外、国内大会に参加している場合には、その旨、監督会議に書面(様式自由)をもって提出すること。

c. 代表選手としての拘束期間は、当該大会の1週間前後とする。  
(海外の場合、出発日、帰国日を含んでの日数とする。)

d. 猶予期間内に当該大会の出場は差し支えないが、5位に相当するポイントは完走を条件に与える。

もちろん、5位以上の順位獲得の場合は、その順位のポイントとする。

- ② 日本代表選手を決定する合宿に参加の場合は、特別処置の対象としない。
- ③ 個人あるいはチームが、強化のため海外、国内で行う合宿についての特別処置は対象としない。
- (4)女子の場合、男子に準じて推薦の対象とする。
- (5)代表選手の選考を行うときには、必要に応じ、選考委員会を設けることができる。
- (6)選考委員会は、規約第24条(運営委員会、実行委員会)の規定を準用する。

#### 6. 持ち回り賞品の取り扱い

競技会の入賞賞品はその競技会の参加者全員に公開する。但し、持ち回り賞品の取り扱いについては、各競技会の実行委員会で取り決める。

## 全日本実業団自転車競技連盟著作権取扱規則

(制定 平成21年1月24日)

(施行 平成21年3月 1日)

### 第1条(目的)

この規則は、写真や動画、レポートの著作権等、伝統的に実業団登録チームに所属するとされてきた権利は維持することを前提とした上で、全日本実業団自転車競技連盟(以下「JBCF」という。)の業務の一環として確保した映像やレポート等の著作物および著作者から著作権を実業団に譲渡する申し出のあったもので、JBCF の知的財産として蓄積して活用するのに適した著作物に権利の取扱いについて規定し、もって JBCF における自転車競技啓蒙活動を促進、これを社会へ還元することを目的とする。

### 第2条(JBCF が著作者となる著作物)

①JBCF の事務局が、業務の一環として作成した著作物で、JBCF 又は JBCF 内の組織名義の下に公表するものの著作者は、その作成時に特約のない限り JBCF とする。

②JBCF の事務局の許可した報道関係者、広報委員、登録チームスタッフ等が業務の一環として作成した著作物の著作者は、その作成時に特約のない限り JBCF とする。

### 第3条(JBCF に著作権が帰属する著作物)

次の著作物に関する財産的権利である著作権は、JBCF に帰属する。

#### 1. 前条各項の著作物

2. 著作者が著作権を JBCF に譲渡することを申し出た著作物

3. JBCF が契約当事者との契約に基づき、著作権が JBCF に帰属するものとされた著作物

4. レースを指定し、そのレースでの写真等の著作権が JBCF に帰属することを条件として事務局から許可を受け撮影や著作した著作物(対象選手が規定のユニフォームを着用している間を対象)

②前項2号から4号の場合には、著作者人格権は著作者に帰属する。

### 第4条(JBCF が許諾契約等を行なう著作物)

前条の外、レースの映像などを記録した著作物の JBCF 外への利用許諾又は譲渡については、JBCF と著作者との間で特段の定めのない限り、JBCF がその契約を行なう。

### 第5条(著作権の届出)

著作者は、前2条に該当する著作物が生じた場合、所定の書式によって速やかに事務局に届けなければならない。

### 第6条(著作権の管理)

事務局長は、前条に基づき届出のあった著作権について、責任を持って管理を行い、その管理情報をインターネット上で公開するものとする。著作権の対象となる著作物については、原則としてその電子的複製を保存管理するものとする

### 第7条(運営委員会への報告)

事務局長は、著作権の取得・管理・許諾等の状況について、定期的に JBCF 運営委員会に報告するものとする。

### 第8条(著作者の協力)

著作者は、事務局長の要請に応じ著作権の管理・許諾・譲渡等に関して必要な情報を提供し、協力するものとする。

### 第9条(費用の負担)

著作権の管理・許諾・譲渡等に伴う諸費用は、JBCF の負担とする。

### 第10条(対価の分配)

①著作権の許諾・譲渡により収入を得た場合には、その管理・許諾・譲渡等に要した諸費用を除き分配する。

②分配は、著作者、その著作者が所属する会社等及び JBCF に対して別に定める基準に基づき分配する。

③対価を受ける権利は、著作者が JBCF を退職した後も存続する。ただし、著作者又は承継人が、JBCF に対して、対価の支払い先を特定するために必要な所定の事項を届けなかった場合はこの限りでない。

### 第11条(著作物の利用)

①個人的な利用に関しては、事務局長が許可した媒体を除きあくまでも第三者が閲覧可能な環境に流用されない、または営利的な目的で利用されないという前提において、表示、複製、印刷などは認めるが、改変などは認められない。また個人的な使用であっても著作権等に関するあらゆる表示を削除してはならない。

②また上記以外に該当する利用に関しては予め書面によって申請をし、事務局長の正式な許可を取った後でのみ、再利用し、複製し、再配布出来る。ただし、あくまでも利用者の誤解を受けるような使用方法は禁止する。

### 第12条(規則の改廃)

この規則の改廃は、事務局長の発議に基づき、JBCF 運営委員会の議を経て理事会が決定する。